

平成 29 年度

監査結果に基づく措置

監査結果に基づく措置について

監査結果に基づく措置が次のとおり講じられましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により公表します。

浜松市監査委員

目 次

監査結果に基づく措置

1	健康福祉部	佐久間病院	・・・・・・・・	1
2	北区役所	社会福祉課	・・・・・・・・	1
3	浜北区役所	まちづくり推進課	・・・・・・・・	2

監査結果に基づく措置

1 健康福祉部

<随時監査(公営企業会計に係る財務事務等の監査)>

佐久間病院

【指 摘 事 項】(指摘年月日：平成 27 年 9 月 17 日)

地方公営企業法施行規則第 22 条の規定に基づき、過去に貸倒実績が発生している場合には、過去の一定期間の貸倒実績率を用いて貸倒見積額を算定しなければならない。

当病院においては、平成 25 年度に不納欠損処分が行われているにもかかわらず、貸倒引当金の見積り及び費用計上をしていない。

【措 置】(報告年月日：平成 29 年 9 月 29 日)

貸倒引当金の計上については、制度の認識不足によるものでした。

平成 27 年度から指摘に基づき貸倒見積額を算定しましたが、貸倒実績率の求め方に誤りがあったため、平成 28 年度から正しい貸倒実績率を用いて再算定を行いました。また、算定漏れが発生しないように過去の一定期間の貸倒実績率をシート化し、対策を講じました。

今後は、再発防止に向け、会計事務に関する研修会への参加や事務職員全員で関係法令等の確認を行い、適正な会計処理を行ってまいります。

2 北区役所

<財政援助団体等に対する監査(公の施設の指定管理者)>

社会福祉課

- ・ 公の施設の指定管理者：社会福祉法人浜松市社会福祉協議会
- ・ 施設名：浜松市三ヶ日総合福祉センター・浜松市三ヶ日児童館

【指 摘 事 項】(指摘年月日：平成 29 年 9 月 13 日)

入浴施設の回数利用券の承認について(所管課及び団体に対するもの)

浜松市三ヶ日総合福祉センターの利用料金について、浜松市三ヶ日総合福祉センター条例に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるとしているが、市長の承認を得ずに 11 回綴りの回数利用券を 10 回利用の料金で発行しているため、同条例に基づき、適正な事務処理をされたい。

【措 置】(報告年月日：平成 29 年 9 月 28 日)

入浴施設の回数利用券の利用料金について、浜松市三ヶ日総合福祉センター条例に基づき、あらかじめ市長の承認を得るよう指定管理者に指導を行い、平成 29 年 3 月 31 日に指定管理者からの利用料金承認申請書を受領し、同日承認いたしました。

今後は、指定管理者への指導を引き続き行うとともに、浜松市三ヶ日総合福祉センター条例に基づき適正な事務処理を行ってまいります。

3 浜北区役所

<財政援助団体等に対する監査(公の施設の指定管理者)>

まちづくり推進課

- ・ 公の施設の指定管理者：T A C・テルウェル西日本共同事業体
(指摘時はT A C・ビューテック東海共同事業体)
- ・ 施設名：浜松市浜北温水プール

【指 摘 事 項】(指摘年月日：平成 29 年 9 月 13 日)

第三者委託の承諾について(所管課及び団体に対するもの)

浜松市浜北温水プールに関する基本協定書第 12 条において、事前に市の承認を得た場合は、本業務の一部を第三者に委託することができるかと規定されているが、次の業務について、市の承諾を得ず第三者に委託しているため、同協定書に基づき、適正な事務処理をされたい。

区 分	業 務 内 容	
設備保守	建築設備定期点検	自動ドア保守点検
	衛生設備保守点検	消防用設備保守点検
	空調設備保守点検	防火対象物保守点検
清 掃 等	場内外清掃	受水槽清掃
	プール水抜き清掃	窓ガラス清掃
そ の 他	機械警備	樹木剪定・除草
	害虫駆除	廃棄物処理(一般可燃物)
	水質検査	—

【措 置】(報告年月日：平成 29 年 10 月 11 日)

平成 29 年 4 月 1 日付けで、「第三者による業務実施承認申請書」が指定管理者から提出され、同日付けで承認しました。

今後は、指定管理者に対し、業務の一部を第三者へ再委託をする場合は、必ず事前に市の承諾を得るよう徹底しました。併せて、当該年度の実施計画のヒアリング時に再委託業務の確認を行うなど、チェック体制を強化してまいります。